

# 令和7年度第2回東松島市総合教育会議

日 時 令和8年3月16日（月）

午後3時

場 所 東松島市役所301会議室

## 次 第

1 開会

2 あいさつ 東松島市長 渥 美 巖

3 議題

(1) 報告事項

- ①令和8年度教育関係事業について
- ②全国体力調査の結果及び本市の体力向上について
- ③東松島市第3次総合計画について
- ④東松島市教育振興基本計画について

(2) 協議事項

- ①東松島市教育等の振興に関する施策の大綱について
- ②東松島市部活動地域展開について

(3) その他

- ①児童生徒数の推移について

4 閉会あいさつ 東松島市教育委員会教育長 相沢 進

5 閉会

## 出席者名簿

No.	役 職 名	氏 名
1	市 長	渥 美 巖
2	教 育 長	相 沢 進
3	教 育 委 員 (教育長職務代理者)	木 村 和 彦
4	教 育 委 員	福 田 ゆかり
5	教 育 委 員	鹿 野 あい子
6	教 育 委 員	松 岡 勝 久

### 【教育委員会部局】

No.	役 職 名	氏 名
1	教育部長	佐 藤 伸 壽
2	学校教育管理監	渥 美 眞佐男
3	教育総務課長	樋 熊 利 将
4	生涯学習課長	五ノ井 勝 浩
5	教育総務課指導主事	渡 邊 真 一
6	教育総務課長補佐	千 葉 純 一
7	教育総務課教育総務係長	菅 原 小百合
8	教育総務課学校教育指導員	青 山 博 之

### 【市長部局】

No.	役 職 名	氏 名
1	副市長	八 木 哲 也
2	総務部長	勝 又 啓 普
3	総務課長	奥 田 和 朗
4	総務課長補佐	木 村 薫
5	総務課市長公室長	柴 田 やす子
6	総務課市長公室長補佐兼秘書広報係長	山 田 美佐子

令和8年度教育部所管事務事業について

東松島市第3次総合計画の初年度となる令和8年度は、今後10年間のまちづくりと連動した教育行政を始動させる重要な年度となります。

教育委員会でも上記総合計画と整合した「東松島市教育振興基本計画（令和8年から12年度）」を新たに策定し、表1に示したように4本の政策を柱とした17本の施策に、63本の事務事業を配置し、**教育部予算の総額を18億4,662万9千円としました。**

表1 平成8年度教育部所管の事務事業数と事業予算

(単位千円)

方向性2 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち	事業数	事業予算額	占有率
1 健康づくりの推進（学校給食センター運営事業）	1	534,416	28.9%
<b>方向性3 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち</b>	<b>事業数</b>	<b>事業予算額</b>	<b>占有率</b>
1 子どもたち可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり	31	919,996	49.8%
1 学力保障～確かな学力の育成・向上～	4	29,359	1.6%
2 成長保障～豊かでたくましい心と体の育成～	9	10,236	0.6%
3 学校における働き方改革のための業務改善の体制整備	2	246,565	13.4%
4 学校教育施設の整備	16	633,836	34.3%
2 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進	19	218,654	11.8%
1 小・中学校連携教育の充実	3	115	0.0%
2 幼児教育との連携	3	141,949	7.7%
3 地域と協働した教育活動の推進	6	2,902	0.2%
4 市民主体による生涯学習の推進	5	10,286	0.6%
5 生涯学習施設の整備・充実	2	63,402	3.4%
3 文化の継承と振興	5	44,723	2.4%
1 文化振興活動の充実	1	821	0.0%
2 文化財の保護	2	16,040	0.9%
3 文化財や歴史遺産の活用	2	27,862	1.5%
4 スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興	7	128,840	7.0%
1 スポーツ施設の整備充実	3	124,285	6.7%
2 スポーツ関係事業の充実	2	830	0.0%
3 スポーツ参画の機会創出・気運醸成	2	3,725	0.2%
小計	62	1,312,213	71.1%
<b>教育部担当事務事業合計</b>	<b>63</b>	<b>1,846,629</b>	<b>100.0%</b>

方向性2 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち

3 健康づくりの推進

生涯にわたる食育の充実と推進を目的として学校給食の提供を行います。

ア 学校給食センター運営事業

児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスと安全で安心な美味しい学校給食を提供します。

(ア) 小学校給食費（保護者負担を全額無償）

児童1食分の価格を384円とするうち、297円を国負担、残り87円を市負担（9条交付金を充当）により全額を無償化します。

児童1人の給食費は年間73,728円（384円×192回提供）となりますが国と市の負担により保護者負担額は0円となります。

表3 中学生の給食負担区分（年間予定）

負担区分	生徒数	提供数	小計	比率
市負担	988人	182回	55,023,696	66.8%
保護者負担	988人	182回	27,332,032	33.2%
計	988人	182回	82,355,728	100.0%

(イ) 中学校給食費（3分の1を保護者負担）

生徒1食分の価格を458円とするうち、306円を市負担（9条交付金を充当）とし、残り152円を保護者負担とします。

表2 小学生の給食負担区分（年間予定）

負担区分	児童数	提供数	小計	比率
国負担	1775人	192回	101,217,600	77.3%
市負担	1775人	192回	29,649,600	22.7%
計	1775人	192回	130,867,200	100.0%

生徒1人あたりの給食費は、年間83,356円（458円×182回提供）となりますが、市負担分を差し引くと保護者負担は年間27,664円となる予定です。

### 方向性3 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち

#### 1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり

4つの施策に31本の事務事業や代表事業を配し、目標の達成に努めます。

##### (1) 学力保障～確かな学力の育成・向上～

授業と連動した家庭学習の推進、ファミリー読書の推進による学習機会の確保について、家庭への理解を促進し、学力保障の達成に努めます。

##### ア 「探究と共同の学び」推進事業 5,977 千円

4人グループを基本とした聴き合い・学び合いの授業であり、自分一人の頭の中で完結する思考とは異なり、他者の視点が加わることで単なる知識の蓄積では無く、思考力、判断力、表現力といった未知の状況にも対応できる力を育むことが期待されます。

4月に実施される全国学力・学習状況調査と本市が独自に年2回実施している全国標準学力調査結果を基に個の支援と授業改善に取り組んだ結果、全国学力調査における同一集団による経年変化からは、全国値を上回る学年や強化が増加する等の成果が表れ、宮城県教育委員会から学力向上・授業改善の優れた取組として評価されています。

##### (ア) 事業を構成する具体的な内容

- 探究と協同の学びの充実研修会、授業づくり研修会等の教員研修会の開催

- 標準学力調査（4月、12月）の実施

小学校：国語・算数／中学校：国語・数学・英語の実施と結果の分析

##### イ 英語学習充実事業 23,385 千円

##### (ア) 事業を構成する具体的な内容

- A L T (外国語指導助手)を活用した授業運営を通じて国際理解教育の推進を図ります。

- 小学生英語検定チャレンジ事業の実施

##### ◎ 事前学習会

令和7年9月27日（土）から計11回（5級は5回、4級は6回）の勉強会を開催し、指導主事等が延べ16人参加し受検指導を行いました。

##### ◎ 令和7年度受験結果

5級：合格率73.3%

4級：合格率50.0%

表4 英語検定5級試験受検実績

区分	5級受検実績			
	受検数	合格	不合格	合格率
6年生	8人	6人	2人	75.0%
5年生	12人	10人	2人	83.3%
4年生	2人	2人	0人	100.0%
3年生	5人	3人	2人	60.0%
2年生	0人	0人	0人	0.0%
1年生	3人	1人	2人	33.3%
合計	30人	22人	8人	73.3%

表5 英語検定4級試験の受験実績

区分	4級受検実績			
	受検数	合格	不合格	合格率
6年生	9人	5人	4人	55.6%
5年生	6人	4人	2人	66.7%
4年生	3人	0人	3人	0.0%
3年生	1人	1人	0人	100.0%
2年生	0人	0人	0人	0.0%
1年生	1人	0人	1人	0.0%
合計	20人	10人	10人	50.0%

##### (2) 成長保障～確かな学力の育成・向上～

児童生徒を取り巻く多様な課題への丁寧な対応とともに運動機会の創出を図り、心身の成長保障に努めます。

##### ア 教育支援センター運営事業 2,183 千円

- 不登校児童生徒の集団生活への適応や、基本的な生活習慣の改善等により学校復帰や社会的自立を目指し健全な育成に努めます。

##### イ スクールソーシャルワーカー配置事業 7,370 千円

- 児童生徒の家庭や学校での諸課題について早期解決を図ります。

ウ いじめ問題対策事業 455 千円

- 学校と家庭、地域や関係機関と連携し、いじめや不登校を生まない環境づくり、早期の発見と対応の徹底を図ります。

エ 特別支援教育事業 228 千円

- 特別支援教育支援員 33 人を配置し、日常的に配慮を要する児童生徒への支援により共生社会の形成を図ります。
- ことばの教室への通級指導や、特別支援教育コーディネーター研修会を行います。

オ このほかにも、デジタルメディアに係る教育の推進と合わせ、小学生オリンピック競技会、放課後の小学校訪問運動教室（遊 VIVA）の継続による運動機会の創出にも努めます。

※写真上は令和 7 年度小学生オリンピック協議会、  
下は小学校訪問運動教室（遊 VIVA/赤井小）



### （3）学校における働き方改革のための業務改善の体制整備

授業や業務の効率化を推進し、児童生徒の学習効率の向上を図るとともに、教員の働き方改革を推進します。

ア 学校情報化推進事業 246,565 千円

- Wi-Fi 環境整備による通信状態の改善（矢本東小学校、大曲小学校、矢本第一中学校）
- 小学校児童分のタブレット端末の購入（全小学生児童分 1,650 台）ほか

イ 教育メディエーターの配置

令和 8 年度から教育支援センター内に教育メディエーターを配置し、学校と保護者間に問題が生じた際、創造的な合意に向けた調整や、関係の再構築等を支援し、学校が教育事業に専念できる時間の確保等に努めます。

### （4）学校教育施設の整備

安全で快適に学べる教育環境や、安心して学べる学習環境を整備し、充実を目的として以下の事業を推進します。

ア 小学校施設整備事業 303,918 千円

（ア）大曲小学校校舎改築事業 69,484 千円

- RC 造 3 階建、延べ面積約 4,139 m<sup>2</sup>、普通教室 12 室、支援教室、小人数教室、特別教室、会議室、校長室、職員室ほか、仮設校舎リース料の 8 年度分を今期計上



（イ）矢本東小学校冷温水発生機改修事業 209,600 千円

- 工事期間：令和 7～8 年度、総事業費：395,764 千円

（ウ）太陽光パネルと蓄電池の設置工事（7 年度繰越事業）

- 大曲小学校、鳴瀬桜華小学校、鳴瀬未来中学校へ太陽光パネル 30kw と蓄電池 16KW を新設し、消費電力量の軽減化を図ります。

## 2 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進

### (1) 小・中学校連携教育の充実

ア 小中学校連携教育推進事業 115 千円

- デジタルメディアとのつき合い方（生活を整える手段）について、子どもたち自身が協議して決定し、自ら採択・宣言する「子ども未来サミット」を運営します。



- 小中学校連携教育推進委員会及び担当者会議の開催により学びの連続性を高めた教育を推進します。



### (2) 幼児教育との連携

幼保小架け橋プログラム等の実施により、幼児教育と学校教育の接続期の連携を図ります。

ア 私立幼稚園振興事業 141,949 千円

イ 家庭教育振興事業 248 千円

妊娠期から乳幼児の親を対象とした「すこやか学級（年10回）」の開催や、交流会の開催により、円満かつ情操豊かな子育て環境の醸成を支援します。

### (3) 地域と協働した教育活動の推進

地域人材を活用した協働活動の推進、「子どもハローワークひがまつインターンシップ『DOOP0』」の推進、自治会・自主防災組織との連携推進、防災教育に係る研修により施策目的の達成に努めます。

ア 学校運営協議会推進事業 1,717 千円

生涯学習課と連携して地域学校協働活動の取組を充実させ、コミュニティ・スクールの一体的な推進を図ります。

イ 協働教育推進事業 1,185 千円

地場産業の体験等を中心に家庭、学校、地域、行政の連携による地域全体で子どもを育む仕組みを構築し、郷土愛に溢れる子どもたちの育成と、まちづくりの担い手を育成します。

### (4) 市民主体による生涯学習の推進

学びや活動を実践する人を増やし、生涯学習によるまちづくりのほか、友好姉妹都市等と相互交流を図り、歴史や文化、産業等の自発的・継続的な相互交流を推進します。

ア 社会教育推進事業 5,782 千円

イ 生涯学習推進事業 1,731 千円

ウ 青少年育成事業 842 千円

- ジュニアリーダー活動への指導助言を通じて、将来のまちづくりの担い手を育成します。

※ 本市ジュニア・リーダーは、令和8年3月現在で20人が在籍しています。3月中旬に実施予定のジュニア・リーダー初級研修会（体験入会）には15人（小学校6年生14人と中学一年生1人）が参加予定です。在籍する20人の内訳は、高三1人、高二6人、中三1人、中二2人、中一10人と今後の活動が非常に楽しみな状況です。

エ 地域間交流事業 656 千円

(ア) 海と大地子ども交流事業（更別村児童との交流事業）

- 開催時期：7月31日から8月3日の3泊4日
- 参加対象：10人（7年度に受入れをした6年生4人と新しく5年生6人を募集します）



自作のいかだで出航しました

(イ) 山形県東根市及び蔵王町との子ども交流事業

- 開催時期：10月31日（土）
- 競技種目：軟式野球、バレーボール、サッカー
- 競技会場：鷹来の森運動公園、市民体育館



晴天の下で大いに楽しみました

(ウ) 大田区子ども研修事業

本市小学5年生が大田区を訪問し施設見学及び子ども交流を実施します。

- 開催時期：7月から8月中の2泊3日
- 参加対象：本市小学校在籍の5年生20人程度



昨年度はスカイツリーも見学

(エ) **新** 東松島市×東松山市中学生交流 in 大東文化大学

本市と連携協定を締結している大東文化大学に本市中学一年生を派遣し、大学施設を活用しながら東松山市中学生と合同で英語等を学習し交流を図ります。

- 時期：7月下旬から8月上旬の2泊3日を予定
- 対象：本市中学校に在籍する中学校1年生20人程度

オ 読書啓発事業 1,275 千円

おはなし会、ブックトーク（図書紹介）や巡回図書館による配本を行い、生涯にわたって図書に親しむきっかけづくりを提供しています。

**(5) 生涯学習施設の整備・充実**

ア 東松島市コミュニティセンター管理事業 43,067 千円

イ 図書館施設管理運営事業 20,335 千円

新年度も金曜日の夜間延長（午後8時まで）を継続実施します。

令和7年度に新設した学習室は、日中や土日における中学生、高校生の利用が高いため今後利用者を中心に意向調査を継続し、更なる利便性の向上に努めます。

表6 令和7年度 学習室利用状況(2月末現在)

区分	開館 日数	学習室利用者区分				合計
		一般	小学生	中学生	高校性	
7月分	26日	256人	55人	108人	49人	468人
8月分	27日	333人	63人	138人	137人	671人
9月分	26日	240人	68人	29人	157人	494人
10月分	26日	237人	21人	53人	60人	371人
11月分	25日	202人	28人	126人	105人	461人
12月分	21日	165人	14人	52人	32人	263人
1月分	15日	134人	8人	83人	37人	262人
2月分	24日	194人	7人	126人	70人	397人
合計	190日	1,761人	264人	715人	647人	3,387人
構成比	-	52.0%	7.8%	21.1%	19.1%	100.0%

**3 文化の継承と振興**

3つの施策に5本の事務事業や代表事業を配し目標の達成を図ります。

**(1) 文化振興活動の充実**

ア 芸術・文化振興事業 821 千円

(2) 文化財の保護

- ア 文化財の保護事業 5,697 千円
- イ 遺跡発掘調査事業 10,343 千円

令和8年度は、宮城県や赤井地区との緊密な連携と協働により、赤井官衙遺跡の発掘調査を重点的に進めます。

(3) 文化財や歴史遺産の活用

組織改変により新設する奥松島振興室を設置し、文化財の活用方針を定め、積極的に奥松島の様々な価値（歴史、観光、自然）を広報し、奥松島地域の振興に努めます。

- ア 奥松島縄文村管理運営事業 23,193 千円  
催事や小規模の講演会等を活発に行い、入場者1万人の  
実現に向け努力します。
- イ 里浜貝塚史跡公園管理事業 4,669 千円

表7 縄文村歴史資料館入館者実績

月	R7	R6	比較
4月	447	414	33
5月	1,166	1,402	△ 236
6月	798	684	114
7月	691	650	41
8月	1,235	986	249
9月	714	508	206
10月	724	814	△ 90
11月	956	432	524
12月	156	301	△ 145
1月	142	244	△ 102
2月	276	269	7
3月	0	340	△ 340
合計	7,305	7,044	261

4 スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興

3つの施策に5本の事務事業等を配し目標の達成を目指します。

(1) スポーツ施設の整備充実

全ての市民が生涯にわたりスポーツやレクリエーションを気軽に楽しめるよう、安全で効率的な施設運営を図ります。

- ア 社会体育施設維持管理運営事業 106,879 千円  
令和7年度に大規模改修を終えた鷹来の森運動公園をはじめとして、市内社会体育施設の  
利用促進と効果的な施設管理に努めます。

表8 令和7年度 社会体育施設等利用状況（1月末現在）

No.	施設名	4年度	5年度		6年度		7年度	
			利用数	対前比	利用数	対前比	利用数	対前比
1	東松島市民体育館	25,698	33,768	131.4%	34,189	101.2%	36,291	106.1%
2	矢本運動公園	69,103	77,068	111.5%	69,052	89.6%	26,432	38.3%
3	鷹来の森運動公園	11,774	14,137	120.1%	19,778	139.9%	46,917	237.2%
4	赤井地区体育館	9,771	12,348	126.4%	12,073	97.8%	9,493	78.6%
小計(①)		116,346	137,321	118.0%	135,092	98.4%	119,133	88.2%
1	大曲地区体育館	9,690	11,669	120.4%	12,610	108.1%	14,553	115.4%
2	大塩地区体育館	9,550	9,873	103.4%	10,943	110.8%	7,765	71.0%
3	小野地区体育館	5,403	4,698	87.0%	4,734	100.8%	5,019	106.0%
小計(②)		24,643	26,240	106.5%	28,287	107.8%	27,337	96.6%
1	奥松島運動公園体育館	20,912	14,053	67.2%	17,865	127.1%	14,261	79.8%
2	奥松島運動公園テニスコート	4,344	4,000	92.1%	3,826	95.7%	2,880	75.3%
3	奥松島運動公園野球場	5,382	7,293	135.5%	5,569	76.4%	7,395	132.8%
4	奥松島運動公園多目的グラウンド	15,682	20,452	130.4%	23,173	113.3%	22,931	99.0%
5	奥松島運動公園マレットゴルフ場(市内)	3,520	2,459	69.9%	1,912	77.8%	701	36.7%
	奥松島運動公園マレットゴルフ場(市外)	992	858	86.5%	790	92.1%	249	31.5%
小計(③)		50,832	49,115	96.6%	53,135	108.2%	48,417	91.1%
1	矢本海浜緑地パークゴルフ場(市内)	23,248	21,269	91.5%	21,786	102.4%	17,843	81.9%
	矢本海浜緑地パークゴルフ場(市外)	32,445	32,606	100.5%	28,909	88.7%	21,154	73.2%
	矢本海浜緑地パークゴルフ場(県外)	931	1,682	180.7%	714	42.4%	520	72.8%
小計(④)		56,624	55,557	98.1%	51,409	92.5%	39,517	76.9%
合計(①+②+③+④)		248,445	268,233	108.0%	267,923	99.9%	234,404	87.5%

## (2) スポーツ関係事業の充実

ア スポーツ振興事務 4,396 千円

スポーツ健康都市宣言の具体化を図ります。

- 全国大会以上の大会に出場する市内団体及び個人に対する報奨金を交付します。
- 市内小中学校体育施設（校庭、体育館、武道館）を解放します。

イ 矢本海浜緑地パークゴルフ場管理運営事業 13,010 千円

パークゴルフ場の提供により、生きがいに満ちた心豊かな地域づくりに寄与します。

## (3) スポーツ参画の機会創出・機運醸成

ア スポーツ大会・教室事業 1,645 千円

イ スポーツ指導員設置事業 2,080 千円

ウ 中学校部活動地域移行事業

(ア) 合同部活動「ひがまつ ALL」から、休日部活動の地域展開を目標に活動します。

令和8年3月現在、合同部活動として活動している競技は以下の7種目。

- 剣道、サッカー、ソフトボール、軟式野球、女子バレーボール、柔道、卓球

(イ) 令和8年度の予定事業

生涯学習課へ事務局を設置し、本事業運営体制の充実を図ります。

- 実施スケジュール

- ① 4月～ 各競技会への説明や指導者の募集や説明会の開催（6月迄を末日途）
- ② 6月16日 **第1回部活動地域移行検討協議会**の開催
- ③ 7月～ 地域クラブ・指導者の認定申請受付（施設利用調整等の実施）
- ④ 8月～ 地域クラブ・指導者の認定 → 認定クラブの活動開始
- ⑤ 8月28日 **第2回部活動地域移行検討協議会**の開催
- ⑥ 9月～ クラブ運営や指導に関する研修会の開催
- ⑦ 1月～ 地域クラブ活動に関する児童・生徒・保護者アンケート実施
- ⑧ 2月25日 **第3回部活動地域移行検討協議会**の開催

- 事業予算（中学校振興事業に関係予算 1,128 千円を計上）

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ⑨ 部活動地域移行指導者謝礼     | 1,008 千円 |
| ⑩ 部活動地域移行検討協議会委員謝礼 | 120 千円   |



総合教育会議資料

## 全国体力・運動能力調査結果について

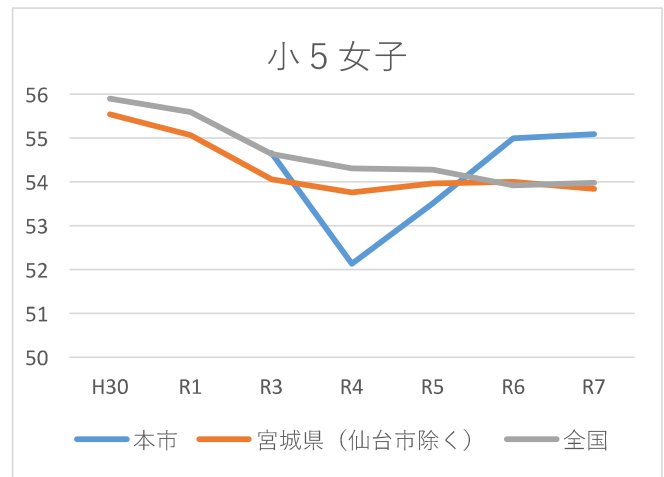
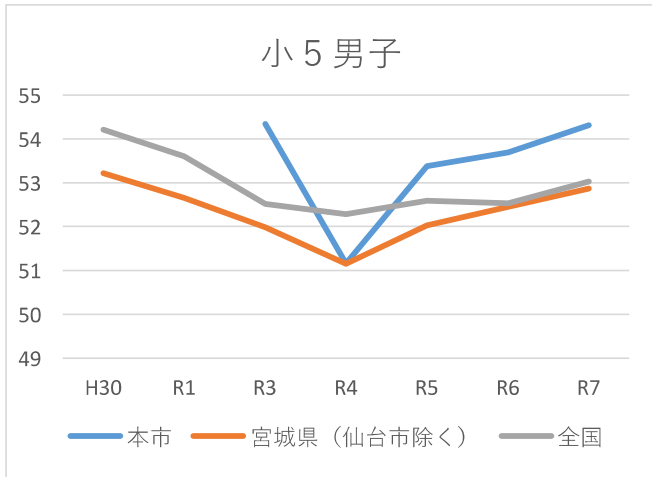
【調査8種目の合計点の経年変化】

小学5年男子

小5男子	H30	R1	R3	R4	R5	R6	R7
本市			54.34	51.16	53.38	53.69	54.31
宮城県 (仙台市除く)	53.22	52.66	51.98	51.15	52.03	52.45	52.87
全国	54.21	53.61	52.52	52.28	52.59	52.53	53.03

小学5年女子

小5女子	H30	R1	R3	R4	R5	R6	R7
本市			54.66	52.13	53.51	54.99	55.09
宮城県 (仙台市除く)	55.54	55.06	54.06	53.76	53.97	54	53.84
全国	55.9	55.59	54.64	54.31	54.28	53.92	53.98

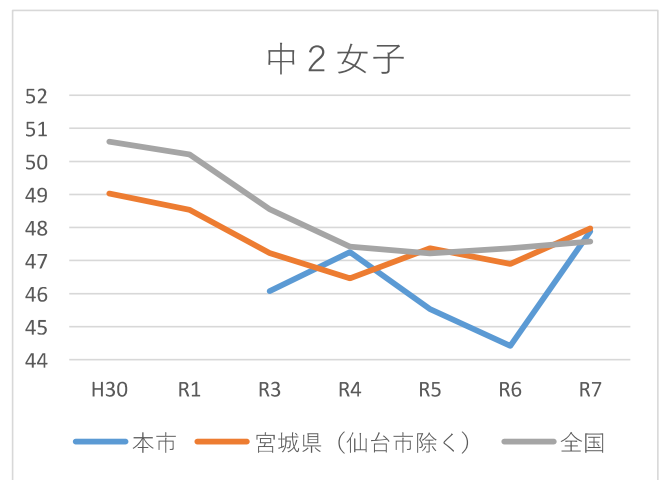
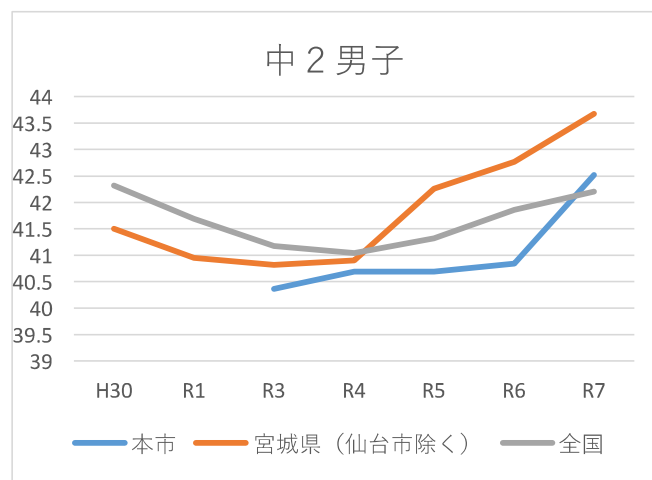


中学2年男子

中2男子	H30	R1	R3	R4	R5	R6	R7
本市			40.36	40.69	40.69	40.84	42.52
宮城県 (仙台市除く)	41.5	40.95	40.82	40.9	42.26	42.77	43.67
全国	42.32	41.69	41.18	41.04	41.32	41.86	42.2

中学2年女子

中2女子	H30	R1	R3	R4	R5	R6	R7
本市			46.08	47.26	45.54	44.42	47.89
宮城県 (仙台市除く)	49.03	48.54	47.23	46.47	47.37	46.9	47.98
全国	50.61	50.22	48.56	47.42	47.22	47.37	47.58



※調査8種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ）

Ⅰ 考察 ○…良かった点 ▲…課題となった点

(1) 体力合計点の経年変化について

- 8460チャレンジなどの走る運動を継続的に実践してきたことが、本市の児童生徒の基礎的な体力向上につながったと考える。
- 各校で「体力・運動能力プロジェクトシート」を活用し、体力・運動能力調査の結果の分析を行うとともに、分析に基づいた体育科の授業改善を継続したことで、小学校入学時から正しい運動技能を身に付けてきたことが要因であると考え。

(2) 調査種目別の結果について（全国の数値は平均値を表す）

小学5年（各種目の上の段は男子、下の段は女子の結果）

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
全国	15.96	19.46	33.88	40.89	47.94	9.46	150.93	21.06
本市	→	↑	↑	→	→	→	→	→
全国	15.61	18.36	38.15	38.7	36.85	9.77	142.34	13.11
本市	→	→	↑	↓	→	→	↓	→

中学2年（各種目の上の段は男子、下の段は女子の結果）

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
全国	28.95	26.09	45.12	51.64	78.82	8.00	197.51	20.74
本市	→	→	↑	↑	↓	→	→	↓
全国	23.15	21.7	46.99	45.74	50.6	8.97	166.44	12.43
本市	↓	→	↑	↑	→	→	↓	↓

- 昨年度の結果では、特に20mシャトルランと50m走、立ち幅跳びに課題があったが、課題となった種目の補助運動を体育科の授業や部活動の中で取り入れたり、放課後の遊びの時間や場を確保したりするなどの各校の工夫が課題の解決につながったと考える。
- ▲ 女子の立ち幅跳びについては、全国との開きが大きい状況が続いているため、課題解決に向けた取組を更に進める必要がある。

2 今後に向けて

スポーツ庁が令和7年12月に発行した令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書では、運動・生活習慣の形成や体力向上に向けて次の3点を示している。

- (1) 運動やスポーツに対する好意的な意識の形成と運動時間の増加
- (2) 学校・家庭・地域が連携した規則正しい生活習慣や運動習慣の形成
- (3) 児童生徒の体育授業に対する意識調査の結果を踏まえた授業づくり

以上の内容と考察を踏まえ、本市では以下の取組を推進していく。

①運動機会の創出

- ・ 運動に取り組みやすい環境整備や外遊びの奨励による運動時間の確保
- ・ 8460チャレンジやWeb運動広場を活用した継続的な運動の推進
- ・ 各学校の創意工夫による運動イベントの開催
- ・ 小学生オリンピックや「遊VIVA」等の開催

②学校と家庭・地域との連携によるよりよい生活習慣の確立

- ・ 家庭と地域が連携した「でめこん」の更なる推進
- ・ 幼稚園や保育所等と連携し、幼児やその保護者への「でめこん」の啓発

③体育の授業の充実

- ・ 体力・運動能力向上プロジェクトシートの活用
- ・ 地域センター員の活用による授業の指導力向上や中学校の保健体育科教員による小学生に対する授業
- ・ 成功体験を得たり、互いに支え合ったりするなど、運動の楽しさを味わわせる授業づくり

2 まちづくりの将来像・基本理念・方向性・政策・施策の体系（基本構想）

(まちづくりの将来像)

**住み続けられ持続・発展する  
東松島市**

— 誇れるまち 選ばれるまち

東松島プライド —

(まちづくりの基本理念)

「まちづくりの将来像」実現に向け、人口減少という課題に向き合いながら、地域の魅力を高め、地方創生・SDGsを基調とし、環境に配慮した持続可能な地域社会を築くことを中心に据え、次の基本理念を掲げる。

- ・ 地域経済の活性化と若者や子育て世代に選ばれる地域づくり
- ・ 地域全体で支える学びと子育て環境の充実
- ・ 誰もが安心して暮らせる市民協働の地域社会

SDGsの各目標の説明については121ページのとおり

凡例  
政策  
○施策

<p>(まちづくりの方向性1) 産業と活力のある住みたくなるまち</p> <p><b>1 基幹産業としての農林水産業の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境を保持した1次産業の振興</li> <li>○担い手及び人材の育成</li> </ul> <p><b>2 地域の資源を生かした持続可能な観光の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報発信の強化</li> <li>○国際的認証を踏まえた受入体制の整備</li> </ul> <p><b>3 商工業振興・企業誘致と働く場の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地元商工業の活性化</li> <li>○商工業に係る人材の育成及び創業支援</li> </ul> <p><b>4 移住・定住の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○移住・定住支援策の充実と情報発信</li> <li>○空き家等の利活用推進</li> </ul>	
<p>(まちづくりの方向性2) 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち</p> <p><b>1 子育て環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出産・子育ての負担軽減</li> <li>○安心して子育てできる環境の充実</li> </ul> <p><b>2 誰一人取り残さない地域共生社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的な支援体制の整備・充実</li> <li>○障がい者への支援充実</li> </ul> <p><b>3 健康づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○望ましい生活習慣による心身の健康づくり推進</li> <li>○地域医療体制の充実</li> <li>○疾病の重症化予防の推進</li> </ul> <p><b>4 市民誰もが活躍できるまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくり活動の推進</li> <li>○ジェンダーの視点に立った男女共同参画の推進</li> </ul>	
<p>(まちづくりの方向性3) 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち</p> <p><b>1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力保障と成長保障</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○確かな学力の育成・向上</li> <li>○豊かなたくましい心と体の育成</li> </ul> <p><b>2 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校連携教育の充実</li> <li>○地域と協働した教育活動の推進</li> </ul> <p><b>3 文化の継承と振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化振興活動の充実</li> <li>○文化財の保護</li> </ul> <p><b>4 スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ施設の整備・充実</li> <li>○スポーツ関係事業の充実</li> </ul>	
<p>(まちづくりの方向性4) 災害に強く安全で快適で美しいまち</p> <p><b>1 災害に強いまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災組織の充実</li> <li>○防災意識の向上</li> </ul> <p><b>2 消防・交通安全・防犯体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防体制の充実</li> <li>○交通安全体制の充実</li> </ul> <p><b>3 快適で美しい自然環境の形成と保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資源循環と省エネルギー等による脱炭素社会の推進</li> <li>○美しい自然環境の保全と継承</li> </ul> <p><b>4 良好な住環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○魅力的な市街地の形成</li> <li>○計画的な土地利用の推進と宅地の整備</li> </ul> <p><b>5 安全で利便性の高い交通環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道等公共交通網の充実強化</li> <li>○安全で利便性の高い道路網の形成</li> </ul>	
<p>(まちづくりの方向性5) 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち</p> <p><b>1 効率的で持続可能な行財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健全な財政運営</li> <li>○公立保育所の民間移行及び再編</li> </ul> <p><b>2 国・宮城県及び多様な主体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国・宮城県との連携</li> <li>○企業・大学・自治体等多様な主体との連携</li> </ul> <p><b>3 利便性の高い行政サービスの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な手法による行政情報の提供</li> <li>○DXを活用した行政サービス環境の充実</li> </ul>	



概要版

# 東松島市教育振興基本計画

(計画期間 令和8年度～令和12年度)

## 計画策定の趣旨

東松島市（以下、「本市」という。）は、令和7年度に東松島市第3次総合計画を策定し、令和8年度～令和12年度のまちづくりの将来像を「住み続けられ持続・発展する東松島市ー誇れるまち、選ばれるまち 東松島プライドー」としています。

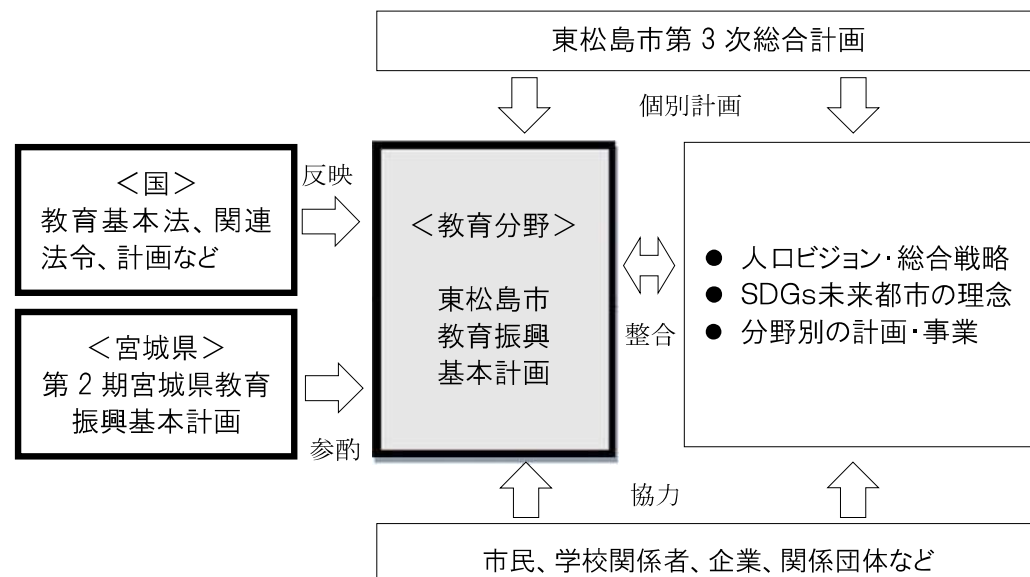
このことを受けて、市教育委員会は、本市の新しい将来像を実現するため、次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまちを掲げ、子どもたちが伸びやかに育つコミュニティ・スクールをはじめ、魅力ある学校づくり、市民主体による生涯学習等の推進、教育、スポーツ関連施設等の整備・充実、伝統・文化財等の継承、保護、活用等が図られるまちを目指し、「東松島市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 計画策定の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」にあたります。

本市においては、「東松島市第3次総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、本計画は教育行政のマスタープランとして位置づけられます。

本計画の策定及び推進にあたっては、「東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略」や「SDGs未来都市の理念」をはじめ、本市の各分野の個別計画及び事業との連動を図ります。また、教育基本法をはじめ、関連法令、国の学習指導要領及び文部科学省が示す「第4期教育振興基本計画」、宮城県の「第2期宮城県教育振興基本計画」などの内容を十分に踏まえるものです。



## 基本理念

震災から15年が経過し、国内外からの多大なる支援と市民のたゆまぬ努力により、本市では住宅やインフラ整備などのハード事業は、令和2年度までに概ね完遂し、今後、求められるのは心の復興とともに、ふるさと東松島を愛し、未来を切り拓く、志高い人づくりです。

このため、人づくりの基盤である学校教育と、市民力高揚の場としての生涯学習の重要性がますます高まっており、これらを担う教育行政の果たす役割が求められています。

本市教育行政においては、東松島市第3次総合計画に示された、本市まちづくりの将来像「住み続けられ持続・発展する東松島市」との連動を図るとともに、SDGs未来都市の理念も踏まえ、本市の教育基本方針及び基本理念を次のように掲げます。

基本理念	
1	誰一人、取り残さない教育の充実
2	豊かな人間性と社会性の育成
3	確かな学力の育成
4	健やかな体の育成
5	幼児教育の充実
6	郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成
7	命を守る力と共に支え合う心の育成
8	安心して楽しく学べる教育環境づくり
9	家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり
10	生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進


## 基本方針


教育基本方針	ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり
重点目標	1 次世代を担う人材を育成する環境 (1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学校教育の充実 (2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる環境の充実 2 誰もがいきいきと学習し、活動できる環境 (1) 生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり (2) 市民の芸術・文化活動の振興 (3) 貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承 (4) 全ての世代が健康的に楽しめるスポーツの振興


東松島市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）における体系図


基本理念	
1 誰一人、取り残さない教育の充実	6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成
2 豊かな人間性と社会性の育成	7 命を守る力と共に支え合う心の育成
3 確かな学力の育成	8 安心して楽しく学べる教育環境づくり
4 健やかな体の育成	9 家庭・地域・学校が連携して子どもを育てる環境づくり
5 幼児教育の充実	10 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

教育基本方針	
ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり	
1 次世代を担う人材を育成する環境 (1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学校教育の充実 (2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる環境の充実	2 誰もがいきいきと学習し、活動できる環境 (1) 生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり (2) 市民の芸術・文化活動の振興 (3) 貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承 (4) 全ての世代が健康的に楽しめるスポーツの振興

教育政策 1
子どもたちの可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり 
教育施策
1-1 学力保障 ～確かな学力の育成・向上～ (1) 学力保障のR-PDCAサイクルの推進 (2) 国際理解教育の推進 (3) 家庭と連携した学力の土台づくり (4) 豊かな教育活動の機会の創出 1-2 成長保障～豊かでたくましい心と体の育成～ (1) 「令和版心あったかイートころ運動」の充実 (2) 不登校支援体制の充実 (3) いじめ問題対策の推進 (4) 特別支援教育の充実 (5) 運動機会の創出・運動習慣の形成 1-3 学校等教育施設の整備 (1) 安全で快適に学べる教育環境の整備充実 (2) 安心して学べる学習環境の整備充実 1-4 学校における働き方改革のための業務改善の体制整備 (1) 業務の効率化の推進 (2) 教職員が本来担うべき業務に専念できる体制整備

教育政策 2
郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進 
教育施策
2-1 小・中学校連携教育の充実 (1) 教育課程における連携の推進 (2) 防災教育における連携の推進 (3) 「令和版心あったかイートころ運動」の充実 2-2 幼児教育との連携 (1) 幼・保・小連携の充実 2-3 地域と協働した教育活動の推進 (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実 (2) 地域学校協働活動の充実 (3) キャリア教育の充実 (4) 防災教育の充実 (5) 郷土愛を育む活動の充実 2-4 市民主体による生涯学習の推進 (1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開 (2) 読書を通じた学習活動の支援 2-5 生涯学習施設の整備・充実 (1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実 (2) 図書館の整備・充実

教育政策 3
文化の継承と振興 
教育施策
3-1 文化振興活動の充実 (1) 文化団体との連携による文化活動の展開 3-2 文化財の保護 (1) 文化財の適切な保護と調査研究 3-3 文化財や歴史遺産の活用 (1) 地域の歴史や文化財の活用と観光連携 3-4 地域と協働した伝統文化の継承 (1) 地域の伝統文化を継承する取組への支援

教育政策 4
スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興 
教育施策
4-1 スポーツ施設の整備・充実 (1) 迅速かつ適切な対応による施設管理 (2) 利用者ニーズに対応したスポーツ環境の充実 4-2 スポーツ関係事業の充実 (1) 社会体育団体等への活動支援による各種イベント等の拡充 4-3 スポーツ参画の機会創出・機運醸成 (1) スポーツ健康都市宣言を軸とした大会の誘致及びスポーツ指導経験者による教室の実施 (2) 中学校部活動地域展開の推進

SDGsの目標

 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する	 11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 16 平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための連携を活性化
---	---	---	--	---	---

## 東松島市教育等の振興に関する施策の大綱について

### 1 教育大綱と教育振興基本計画の概要

#### ■ 教育大綱とは

- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として地方公共団体の長が定めるものとする。
- ・ 地方公共団体の長は、国が策定する「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じた教育大綱を策定する。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年6月20日改正）

#### （大綱の策定）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

○ 文部科学省初等中等教育局長通知（平成26年7月17日付26文科初第490号）

#### （大綱の定義）

① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。

② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

### 2 東松島市教育振興基本計画と大綱について

- 「東松島市教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき策定する計画で、本市教育の目指すべき姿の実現を図るための計画であり、本市の最上位計画である「東松島市第3次総合計画」と整合を図っている。

■本市では、文科省初等中等教育局長通知（平成26年7月17日付26文科初第490号）に基づき、令和2年度に策定した「東松島市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」を大綱に代えており、令和7年度に策定する「東松島市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）」についても同様とする。

○教育基本法

**（教育振興基本計画）**

- 1 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○文科省初等中等教育局長通知（平成26年7月17日付26文科初第490号）

**（地方教育振興基本計画その他の計画との関係）**

- ・ 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員と協議・調整し、当該計画を持って大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

◇教育等の振興に関する施策の大綱

基本方針	次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす魅力ある学校づくり</li> <li>(2) 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進</li> <li>(3) 文化の継承と振興</li> <li>(4) スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興</li> </ul>

# 東松島市部活動地域展開について

## 学校部活動の地域展開について本市の取組

東松島市教育委員会

### ○現在の中学校を取り巻く全国的な現状

- ・全国的な少子化の進行 → 部活動に所属する部員数の減少  
入部したい部が学校にない
- ・教員の働き方改革 → 部活動への従事による長時間勤務  
経験のない競技の指導負担



左記のような現状から、子どものスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校部活動を地域の指導者による指導に移行する部活動改革が急務となっている

**「地域の子どもは学校を含めた地域で育てる」**

という考え方

### ◎部活動の地域展開に関するガイドライン

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン (令和7年12月 スポーツ庁・文化庁・文科省策定)

令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめや、令和7年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論を踏まえ、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等をはかるために必要な対応について、国の考えを示したものの。

### ◎国が目標とする休日の部活動地域展開のタイムスケジュール

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
改革推進 期間	改革実行 期間 前期	→					
		→		後期	→		
休日は原則として、全ての部活動において地域展開を目指す。平日は各種課題を解決しつつ推進する ※R11年度に中間評価を実施							

### ◎国の方針を受けた宮城県のスケジュール

学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第2版 (R7,4 宮城県教委通知)

宮城県は国が示した地域展開の方針を受け、県内自治体の推進状況から、地域展開のスケジュールを『令和10年度には県内全ての公立中学校で休日の部活動を行わないことを目標とする』とした。  
 ※国のガイドラインを受け、現在、第3版を策定中

### ◎東松島市の部活動地域展開に向けて

以上を受け、本市では令和4年度後半から休日の部活動を地域の指導者の協力を得ながら、市内3中学校による「合同部活動(ひがまつALL)」を行うとともに、令和10年度末までに裏面の通り、地域展開を進める予定です。



# 中学校部活動が変わる 令和10年度末までにすべての休日部活動を「地域展開」へ

東松島市教育委員会

地域連携				継承			地域展開			
学校部活動における合同部活動 「ひがまつALL」 【担ってきた教育的価値】				発展			認定地域クラブ活動によるスポーツ・文化芸術活動へ 【期待される新たな価値】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力育成 ・体力向上</li> <li>・感性育、達成感、成就感、自主性、協調性、責任感、連帯感等の育成</li> <li>・友情の醸成 ・多様な人間関係づくり など</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒のニーズに応じた多種多様な体験 ・個性や得意分野等の尊重</li> <li>・学校や世代を越えた交流 ・より専門的な指導 ・引退のない継続的な活動</li> <li>・地域クラブ活動指導者による一貫した指導 など</li> </ul>			
R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	中間評価	R11	R12	R13
・柔道 ・剣道 ・サッカー	・野球 ・ソフトボール	・バレーボール	・卓球	移行期間				・すべての部活動		
①市の認定を受けた地域の指導者及び部活動派遣指導者＋教員（3校の顧問によるローテーション） ②教員（3校の顧問によるローテーション） ①②のいずれか				指導者			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の認定を受けた地域の指導者及び団体</li> <li>・兼職兼業が認められた教員（校種不問）</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動（全員加入）が基本</li> <li>・10～3月の「ひがまつALL」は任意参加（所属以外の部活動も参加可）</li> </ul>				参加生徒			<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校部活動（任意加入）のみ ②地域クラブ活動のみ</li> <li>③学校部活動と地域クラブ活動 ④複数の地域クラブ活動 ①～④のいずれかを選択可</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4～9月 平日・休日共に学校部活動</li> <li>・10～3月 平日：学校部活動 休日：学校部活動または「ひがまつALL」</li> </ul>				活動時間			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日：学校部活動</li> <li>・休日：地域クラブ活動</li> </ul>			
【活動時間】 平日2時間程度 休日3時間程度 週あたり11時間程度						【休養日】 土日のいずれか1日を含んだ週2日以上				
・市内各中学校 ・市内各施設				活動場所			・市内各小中学校 ・市内各施設（市の認定を受けた地域クラブ活動への配慮あり）			
学校部活動		ひがまつALL								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員のみ</li> <li>・教員＋部活動派遣指導者</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の認定を受けた地域の指導者及び部活動派遣指導者＋教員</li> </ul>		大会引率			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の認定を受けた地域の指導者及び団体</li> <li>・兼職兼業が認められた教員（校種不問）</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に学校負担（市の補助あり）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連主催・共催・後援は市の補助あり</li> <li>・上記以外は参加生徒の保護者負担</li> </ul>		大会参加費用			<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に地域クラブ負担（現行の支援を継続）</li> <li>・地域クラブ所属の参加生徒の保護者負担</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市</li> </ul>		活動運営費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ所属生徒の保護者負担</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒：スポーツ振興センター</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒：スポーツ振興センター</li> <li>・教員以外：任意保険に各自加入</li> </ul>		保険			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒・指導者共に任意保険に各自加入</li> </ul>			

中学校部活動 地域連携・地域展開 令和8年度年間スケジュール(案) 東松島市教育委員会

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校部活動	学校部活動 ハイシーズン期						学校部活動 オフシーズン期					
	部活動加入		地区中総体	県中総体 地区吹奏楽 コンクール	全国・東北 中総体 県・全国吹 奏楽コン クール	地区中総体 新人大会	<b>市内中学校 合同部活動 (ひがまつ ALL)</b>					
地域連携 (教育委員会)	部活動 地 域連携・地 域展開に 関する保 護者への 説明	部活動地 域移行検 討協議会 ①		ひがまつ ALL担当 者打合せ	チラシ・ひ がまつALL 活動承諾 書配布		部活動地 域移行検 討協議会 ②			ひがまつ ALL児童・ 生徒・保 護者アン ケート		学校への 説明 部活動地 域移行検 討協議会 ③
地域展開 (市全体)	<b>地域クラブ活動(試行期間)</b>											
	地域クラブ 活動・指 導者募 集準備 スポー ツ協会 ・文化 協会へ の説明	部活動地 域移行 検討協 議会①	地域クラブ 活動・指 導者募 集チ ラシ配 布HPア ップ	地域クラブ 活動・指 導者認 定申請 受付	地域クラブ 活動・指 導者認 定		部活動地 域移行 検討協 議会②			地域クラブ 活動に 関する 児童・ 生徒・ 保護 者アン ケート		部活動地 域移行 検討協 議会③



教育界と共に

おかげさ

80

創刊 昭和21年

発行

日本教育新

〒108-8638

東京都港区白金

電話03(3280)700

郵便振替 00150

©日本教育新聞

03(3280)7000

Eメール k

kyo-press

http://w

www.kyo-press.c

購読申し込み

お申し込み

ホームページ

QRコード

QRコードで読

いただきます

と、育新聞電子版の

アクセスできま

注目記

先導的な教員養成を研究する  
グシツプ大学。その一つ、十  
自科目を設け現代的課題に対  
をを目指す。どのような授業が

# 部活動に関する記述残す

## 次期指導要領の扱いで初会合

スポーツ庁と文化庁は6日、次期学習指導要領での部活動・地域クラブ活動の取り扱いを議論するワーキンググループ(WG)の初会合を開いた。部活動関連の記述を残すことを前提に、中学校での地域展開なども踏まえて総則や解説に盛り込む内容を検討する。

スポーツ庁と文化庁のWGは、部活動ガイに基づき、中央教育審議会ドラインなどについて議論してきた両庁の有識者会議の下に設置。主査には、有識者会議で座長を務める友添秀則・環太平洋大学教授が就いた。これまでの部活動改革の方向性を

地域展開を推進していくが、学校や地域の実態などに応じて「地域連携」を進めながら学校部活動を存続していくことも想定されている。また、高校では地域展開が検討されておらず、部活動が今後も継続していくため、部活動に関する記述は残す。

次期改訂では、体罰・暴言の防止や教員の働き方改革を踏まえた記述を掲載する。中学校では、学習指導要領本文に学校部活動の記述は残しながら地域クラブ活動の位置付けや

高義、学校と地域クラブが連携していく重要性を盛り込む。高校でも現行学習指導要領の内容を踏まえ

要領は、「改革実行期間」の最終年度である令和13年度からの全面実施が想定されている。委員からは、改革実行期間の取り組みや改訂後の約10年を見通した記述を求める意見が上がった。

部活動改革が後退しないよう、昨年12月に策定された部活動ガイドラインとの整合性を保った内容にするよう訴える声もあった。

### 地域クラブ参加費 目安は月1000～3000円

スポーツ庁・文化庁は、地域クラブ活動の参加費の目安として、休日・週1回・月4回の活動で月千円から3千円程度と示した。昨年12月末に閣議決定された新年度政府予算案に盛り込まれた。両庁が同月に策定した新し

い部活動ガイドラインでは、自治体間格差の是正や、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の保障のために、国・家庭には参加費を補助で金額の目安を示すと

していた。また、生活保護世帯や住民税非課税世帯の生徒など、経済的困窮費と保険料の合計額のうち、2分の1を国が支援する。

自治体が運営する、または認定地域クラブ活動に参加する生徒1人当たり年間2万4800円を限度額とし、自治体が支給した参加費と保険料の合計額の通知は17年に入ってからNSでい

た。事案にめは犯罪情報セフルした指導を施すこと。通知は17年に入ってからNSでい

### パントマイムに児童も挑戦

### 学部から修士まで一本設計

### 千葉の小学校でプロが公演

雲がある上、演技を「わふわ」といった音すオノマト



児童生徒数の推移について

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度【A】	令和8年度(見込)	令和9年度(見込)	令和10年度(見込)	令和11年度(見込)	令和12年度(見込)【B】	(増減率) (B-A)/A
矢本東小学校	466	483	466	449	444	437	419	380	363	340	333	▲24%
(再掲) 1学年	79	91	66	65	69	72	60	49	51	40	61	▲15%
大曲小学校	249	264	266	277	276	244	252	240	242	243	243	0%
(再掲) 1学年	38	51	41	54	41	26	48	37	40	51	41	12%
赤井小学校	158	149	147	146	148	147	137	139	132	128	116	▲21%
(再掲) 1学年	28	22	27	23	27	21	18	24	20	18	15	▲29%
大塩小学校	128	121	105	93	88	83	81	79	77	78	74	▲11%
(再掲) 1学年	16	16	17	9	16	12	13	11	17	9	12	0%
矢本西小学校	322	321	290	299	298	279	271	247	228	212	208	▲25%
(再掲) 1学年	51	50	48	47	41	38	40	28	32	33	37	▲3%
赤井南小学校	284	291	291	288	281	281	269	234	225	207	190	▲32%
(再掲) 1学年	46	53	44	47	44	45	32	23	34	28	28	▲38%
鳴瀬桜華小学校	267	268	266	257	258	248	231	214	192	168	162	▲35%
(再掲) 1学年	48	45	41	38	36	40	29	28	21	13	31	▲23%
宮野森小学校	126	130	134	135	140	134	125	122	126	120	110	▲18%
(再掲) 1学年	26	17	24	23	22	22	18	14	28	16	12	▲45%
小学校 計	2,000	2,027	1,965	1,944	1,933	1,853	1,785	1,655	1,585	1,496	1,436	▲23%
(再掲) 1学年計	332	345	308	306	296	276	258	214	243	208	237	▲14%
矢本第一中学校	544	517	485	465	468	454	441	447	432	411	383	▲16%
(再掲) 1学年	171	150	165	150	149	153	141	153	138	120	125	▲18%
矢本第二中学校	359	344	343	332	336	349	346	361	349	355	339	▲3%
(再掲) 1学年	126	110	107	117	113	120	112	129	108	118	113	▲6%
鳴瀬未来中学校	200	196	194	186	181	191	200	208	202	188	185	▲3%
(再掲) 1学年	72	60	64	64	54	73	73	62	67	59	59	▲19%
中学校 計	1,103	1,057	1,022	983	985	994	987	1,016	983	954	907	▲9%
(再掲) 1学年計	369	320	336	331	316	346	326	344	313	297	297	▲14%
小・中学校 合計	3,103	3,084	2,987	2,927	2,918	2,847	2,772	2,671	2,568	2,450	2,343	▲18%
(再掲) 小中1学年計	701	665	644	637	612	622	584	558	556	505	534	▲14%

【児童生徒数について】

○令和2～7年度：学校基本調査上の数値で記載（令和8年2月1日現在）

○令和8年度：令和8年2月1日時点での入学予定者を含む児童生徒数の見込みで記載している。（学区外・区域外就学及び転入出情報反映済）

○令和9～12年度：確定できる学年についてはR7年度確定児童生徒数を使用。そのほか確定できない学年については住民基本台帳上の指定校で見込んでいる